

静岡県立大学短期大学部入学者選抜監理規程

平成19年4月1日 規程第113号

改正 平成23年4月1日、令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学短期大学部における入学者選抜の適正な在り方を審議し、その厳正な執行を図るため、入学者選抜の運営体制その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入学者選抜の審議及び実施のため、次に掲げる機関を置く。

- (1) 静岡県立大学短期大学部運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- (2) 静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施委員会（以下「実施委員会」という。）
- (3) 静岡県立大学短期大学部入学者選抜試験問題検討委員会（以下「試験問題検討委員会」という。）
- (4) 静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施本部（以下「実施本部」という。）

(組織)

第3条 第2条各号に掲げる機関の組織及び運営については、別に定める。

(所掌事項)

第4条 運営委員会は、入学者選抜に関する重要な事項を審議する。

- 2 実施委員会は、入学者選抜に関する具体的事項を審議する。
- 3 試験問題検討委員会は、入学者選抜に関する試験問題の作成、選定、点検及び問題の質の向上に関する事項を審議する。
- 4 実施本部は、入学者選抜を総括実施する。

(庶務)

第5条 入学者選抜の庶務は、学生室において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。